運転免許証の返納手続について

<table>
<tr><td>返納について</td><td colspan="3">○ 病気や年齢による身体機能低下などの理由で、自動車等の運転をしないとお考えの方は、ご本人の申請により、運転免許の全部または一部を返納することができます。（運転免許証の住所が秋田県の方に限ります。）
○ 全部返納の場合は、代理による手続ができます。
○ 運転免許証を返納された方は、運転経歴証明書の申請をすることができます。
運転経歴証明書について知りたい方は、運転経歴証明書の交付申請のページをご覧ください。</td></tr>
<tr><td>手続場所</td><td colspan="2">運転免許センター</td><td>警察署　又は二ツ井、矢島、にかほ、美郷、増田、羽後の各交番</td></tr>
<tr><td rowspan="5">受付時間等</td><td colspan="2">月曜日から金曜日及び日曜日</td><td>月曜日から金曜日（平日のみ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">※ ただし、日曜日は事前に電話予約が必要です。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">土曜日、祝日、年末年始の休日は手続ができません。</td><td>土曜日・日曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は手続ができません。</td></tr>
<tr><td>平日</td><td>午前８：３０～１１：００
午後１：００～　４：００</td><td>午前９：００～１２：００
午後１：００～　４：００</td></tr>
<tr><td>日曜日</td><td>午後２：００～　３：００</td><td></td></tr>
<tr><td>必要なもの（全部返納）</td><td colspan="3">○ 運転免許証</td></tr>
<tr><td>一部返納について</td><td colspan="3">【免許の一部返納】
お持ちの運転免許の一部を返納することができます。
① 複数の免許を受けている方が、その一部の免許を返納する場合
（例） 大型免許と普通免許をお持ちの方が、大型免許を返納して普通免許だけにする。
② 返納する免許の下位の免許の取得を新たに申し出る場合
（例） 普通免許を返納して、原付免許を新たに受けたい旨の申し出をする。</td></tr>
<tr><td>必要なもの（一部返納）</td><td colspan="2">○ 運転免許証</td><td>○ 運転免許証
○ 写真１枚
※ 縦３cm×横２.４㎝、無帽、正面、上三分身、無背景のもので申請前６か月以内に撮影したもの</td></tr>
<tr><td>交付</td><td colspan="2">即日交付（1時間30分程度）</td><td>後日交付（約３週間後）</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td colspan="3">○ 免許証を返納する場合
無料
○ 複数の免許を受けている方が一部を返納し、残った免許で免許証を作成する場合（上記①の場合）
無料
○ 返納する免許の下位の免許の取得を新たに申し出て免許証を作成する場合（上位②の場合）
交付手数料　2,050円（免種が増えるごとに 200円が加算）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3">○ 代理による返納手続ができます。詳しくは代理返納についてのページをご覧ください。
○「免許証を返納したい」が警察署窓口までの交通手段にお悩みの方は、お近くの交番、駐在所でも手続ができます。
詳しくは、交番、駐在所での返納受付についてのページをご覧ください。
○ 病気やけがなどで、ご家族の手助けがあっても外出できない高齢運転者の方は、住所地を管轄する警察署にご相談ください。
○ 運転免許センターで、日曜日に返納手続を希望する方は、下記の連絡先で予約を受け付けています。
予約受付時間 (平日)午前8:30～午後5:15</td></tr>
</table>

お問い合せ先
運転免許センター　TEL　０１８－８２４－３７３８
または最寄りの警察署（免許受付）まで